

令和7年度若手社会人モデル及び学生が選ぶ「働きたい県内企業」の 情報発信業務に係る企画提案仕様書

1 目的

青森県で生き生きと働き充実した生活を送る若手社会人の様々な生き方や、県内の学生がリポーターとなり学生目線で発見した県内企業の魅力などを動画で発信し、学生の県内定着を促進する。

2 委託業務名

令和7年度若手社会人モデル及び学生が選ぶ「働きたい県内企業」の情報発信業務

3 委託期間

契約締結から令和8年3月19日(木)まで

4 委託業務の内容

(1) 若手社会人モデルの情報発信

ア 動画の制作

- (ア) 県内在住の20～30代の若者の現実の仕事と生活を内容としたドキュメンタリー動画を4本程度(動画1本につき1名出演、男女各2名程度)制作する。
- (イ) 出演者の選定、出演交渉、取材、撮影及び編集を行う。出演者については、受注者からの提案を踏まえ、本県での仕事や生活の魅力発信が期待される者を、発注者と受注者が協議の上、選定する。
- (ウ) 動画の長さは、大学の講義等で学生が視聴することを想定し、1本あたり2～3分程度を目安として制作する。
- (エ) 制作した各動画を1本にまとめたプロモーション用動画を制作する。
- (オ) プロモーション用動画を1分程度にまとめたダイジェスト版動画を制作する。
- (カ) 制作の期限は、令和7年12月中とする。
- (キ) 制作後、青森県こども家庭部若者定着還流促進課のYoutubeチャンネルに県が動画を掲載する。

イ インフルエンサーを活用した動画拡散

- (ア) インフルエンサーと連携し、制作した動画を拡散する。
- (イ) インフルエンサーの選定、協力をに係る交渉を行う。インフルエンサーは、県と協議して選定する。
- (ウ) 動画の拡散は、多くの学生が帰省する時期に合わせ、1月頃に実施する。

(2) 学生が選ぶ「働きたい県内企業」の情報発信

ア「(仮称)あおもり県内企業リポーター(以下、「学生リポーター」という。)」による活動

- (ア) 学生リポーター(県内大学生15名程度)の活動に際し、傷害保険へ加入する。
- (イ) 令和7年8月頃に、学生リポーターを対象として、企業訪問のマナーや取材のコツなどを学ぶことを目的とした取材前研修を実施する。
- (ウ) 県が公募した企業6社程度を対象として、学生リポーターによる企業取材を実施する。
- (エ) 学生リポーターの取材旅費については、受注者から学生リポーターへ支給する。
- (オ) 学生リポーターの活動終了後に実施するアンケート回答後、学生リポーターに対し、活動状況に応じて謝礼品(クオカード)を支給する。

【取材実施時期】

令和7年8～10月頃(予定)

【取材方法】

- ・ 学生リポーターは1グループにつき2～3名程度のグループに分かれ、最大6グループが県内企業への取材(1グループにつき1社)を行う。
- ・ 学生リポーターが円滑に取材を実施できるよう、受注者は、質問項目をまとめたヒアリングシートを事前に作成する。
- ・ 取材にあたり、受注者は学生リポーターに同行する。

【取材内容】

- ・ 次の動画制作及びレポート作成にあたり、必要となる取材を行う。

(企業取材動画)

学生リポーターの視点で、取材先の企業について、自分が働きたいと思ったポイント(福利厚生、一緒に働きたい社員がいる、女性が活躍できる、世界に誇れる技術がある等)を紹介する。また、働く現場や昼休憩などの場面を入れて、職場の雰囲気がイメージできる構成とする。

(企業取材レポート)

上記の動画を要約又は補完する取材レポートを作成する。

イ 動画制作及びレポート作成

- (ア) 学生が企業を取材する様子を受注者が撮影し、その内容を編集した動画を制作する。
- (イ) 動画の長さは、大学の講義等で学生が視聴することを想定し、1本あたり2～3分程度を目安として制作する。
- (ウ) 制作した動画を1本にまとめたプロモーション用動画を制作する。
- (エ) プロモーション用動画を1分程度にまとめたダイジェスト版動画を制作する。
- (オ) 学生リポーターによる企業取材の内容を受注者が取りまとめ、各企業の取材レポートを作成する。
- (カ) 制作及び作成の期限は、令和7年12月中とする。
- (キ) 制作後、青森県こども家庭部若者定着還流促進課のYoutubeチャンネルに県が動画を掲載する。

ウ 本事業参加者へのアンケートの実施

- (ア) 活動の効果等を把握するため、学生リポーターへのアンケートを実施し、その結果を取りまとめる。
- (イ) 企業側の意識等を把握するため、取材先企業へのアンケートを実施し、その結果を取りまとめる。
- (ウ) 各アンケートの実施時期は、学生リポーターの活動終了後（令和8年1月頃）とし、内容は県と協議の上、決定する。

(3) 動画視聴を促す広告配信

ア インターネット広告の配信

- (ア) 本仕様書4(1)及び(2)で制作した動画の視聴を促すため、県内在住及び本県出身で県外在住の大学生等を対象に、SNS等を活用したインターネット広告を実施する。
- (イ) 広告配信にあたって、適切な広告媒体及び金額配分を提案する。

イ 広告の実施状況の報告

- (ア) インターネット広告の配信後に、実施状況を県に報告する。

(4) 制作動画の活用策の提案

本業務で制作した動画を活用するにあたり、効果的と思われるものを提案すること。

ただし、提案された活用策については、募集要項「4」の委託経費上限額の範囲内で実施するものとする。

5 注意点

活動の際に知り得た秘密情報について、漏洩することがないように対策を講じること。

6 自由提案業務

提案者の自由な発想により、業務の目的を達成するために効果的と思われるもの(※)を提案することができる。ただし、自由提案業務については、予算額の範囲内での実施とし、提案を必須としない。

(※)例えば、委託業務の実施に当たり効果的な手法やサービス、上記4の記載内容のほか効果的と思われるもの など

7 対象経費

- (1)事業の実施に係る経費(出演者等への謝金、旅費、保険料、会場等借上費、インターネット広告配信費、印刷費、通信運搬費 等)
- (2)委託業務に従事する者の人件費
- (3)一般管理費(消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。)
- (4)その他、当該事業に必要と認められる経費(要事前協議)

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品(オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品及びソフトウェア)の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

8 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

9 成果品及び納入場所等

- (1)成果品 以下の①～④を納品すること。

ア 業務完了報告書

イ 本業務で制作した各動画及び企業取材レポート(電子データ)

ウ 本業務で実施したアンケート結果(ローデータ及び集計データ)

エ その他、本業務実施にあたって制作した成果物等一式

(2)納入場所 青森県こども家庭部若者定着還流促進課

(3)摘要

ア 成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。

イ 業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。

10 著作権

(1)受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

(2)本業務の成果品(以下「成果品」という。)については、成果品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

(3)(2)において帰属した権利を保有した成果品(著作物)については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

(4)受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

11 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

(1)受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。

(2)受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

(3)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。